

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「最新最適な医療機器を通じて健康社会の実現に貢献する」という経営理念を掲げております。この経営理念には、医療機器を取り扱う企業として、患者様や医療関係者に優れた医療機器を提供するとともに、健康社会の実現という社会的な役割を果たすことを通じて、企業価値の向上を目指すという思いを込めております。当社を取り巻く様々なステークホルダーからの期待や要請に応えるため、サステナビリティ推進の取り組みを行っていくことが、中長期にわたる持続的な成長を可能とする基盤の強化につながると考えております。なかでも、実効性のあるコーポレート・ガバナンスは、企業のサステナビリティの根幹をなすものであり、ガバナンスの強化を図ることにより、経営の透明性及び客観性を確保するとともに、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の構築に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則3-1】

TCFDに基づく開示は行っておりませんが、サステナビリティの推進を進めるなかで、気候変動問題への対応についても重要性を認識しております。現在は、TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示が行えるよう、必要なデータの収集や分析等に取り組んでおります。

【原則5-2】

当社は中期経営計画を策定し、自社の資本コストを上回る収益を安定的に生み出していくために取り組む重点課題や経営資源の配分等に関する考え方について説明を行っております。今後は開示資料において、より分かりやすい説明ができるよう検討を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、取引先等との関係構築・強化を通じて、当社のみでは容易に得ることのできない知見の獲得や当社事業とのシナジー効果が期待でき、事業の円滑な遂行及び中長期的な成長に資するものであることを保有方針としております。また、個別銘柄については、投融資委員会において定期的にモニタリングを実施し、投融資の評価及び継続等について審議を行い、その審議結果に基づき毎年取締役会において保有先企業との取引状況等を踏まえ、当社の中長期的な事業戦略上における保有メリットについて確認することで、妥当性の検証を行っております。保有の意義が乏しいと判断した株式は、適宜売却し保有を縮減いたします。議決権行使については、前述の保有目的及び当該取引先等の企業価値を毀損する可能性の有無等を総合的に勘案して賛否を決定いたします。

【原則1-7】

当社は、役員や主要株主等の関連当事者との取引は、取締役会の承認を得た上で実行するものとしております。また、当社の全役員に対して関連当事者取引に関するアンケートを実施し、当該取引の有無を確認しております。

【原則2-4】

当社は、中長期的な企業価値向上において、経営に多様な価値観を反映することが重要であると考えております。管理職への登用に際しては、性別、国籍、新卒・中途入社等に関わりなく、経験や能力を基に評価し、決定を行っております。当社グループの管理職に占める女性の割合は4.7%となっております。引き続き女性が働きやすい環境を整えることにより従業員に占める女性の割合を増やし、女性の活躍推進に関する取り組みを進めることにより、2030年までに管理職の女性比率15%を目指します。また、管理職に占める外国人比率は4.7%、中途入社者は89.6%であり、様々な経験を有する人材が当社グループの中核を担っております。外国人及び中途入社者についての目標は定めておりませんが、今後、必要に応じて検討してまいります。

(各数値は2022年3月末時点)

【原則2-6】

当社は確定拠出年金制度を導入しているため、アセットオーナーとして企業年金の運用に関与しておりませんが、新たに加える従業員に対して資産運用に関する説明会を行っております。

【原則3-1】

() 経営理念、経営戦略、経営計画

当社の経営理念につきましては、当社のウェブサイトに掲載しております。

経営理念: <https://www.jll.co.jp/the/index.html#bottom>

社長メッセージ: <https://www.jll.co.jp/investors/message.html>

また、経営戦略、経営計画につきましては、機関投資家向け決算説明会の資料に記載しており、当該資料を当社のウェブサイトに掲載しております。

IRライブラリー: <https://www.jll.co.jp/investors/library.html>

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針等は、本報告書及び有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況等に記載しております。

() 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

本報告書の 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【インセンティブ関係】【取締役報酬関係】に記載しております。

() 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役候補者の指名に当たっては、指名・報酬諮問委員会において、以下の選任基準に基づき、審議を行った後、同委員会からの答申を受けて、取締役会において決定しております。なお、監査等委員である取締役候補者の指名に当たっては、事前に監査等委員会の同意を得た上で、取締役会の決議によって決定しております。また、任期中に以下の解任基準に該当することが認められた場合には、指名・報酬諮問委員会において審議を行った後、同委員会からの答申を受けて取締役会において決定し、解任に向けた手続きを開始いたします。

選任基準

- ・人格、見識に優れるとともに、高い倫理観を有していること
- ・経営全般に対する適切な意思決定を行うことができること
- ・全社的な見地に立ち、客観的に分析、判断する能力を有すること
- ・先見性及び洞察力に優れ、指導力を有すること
- ・監査等委員候補者においては、監査に必要となる知識や経験、専門性を備えていること

なお、最高経営責任者の後継者計画については、代表取締役社長が指名・報酬諮問委員会のメンバーと協議・検討を行っております。また、後継者候補の育成については、代表取締役社長が主体となり、人事異動、経営上重要性の高い課題を与えること等を通じて、知見・経験を蓄積する機会を提供しており、指名・報酬諮問委員会はその過程について確認しております。また、指名・報酬諮問委員会において年次で、後継者候補について、多面的な評価を実施することにより、育成状況の確認を行います。

解任基準

- ・法令・定款に違反する重大な事実が判明した場合
- ・選任基準から著しく逸脱した事実が認められた場合
- ・その他職務の適切な遂行が困難と認められる事由が生じた場合

() 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役の選任理由につきましては、選任議案上程時の株主総会参考書類に記載しております。株主総会参考書類については当社ウェブサイトのIRライブラリーをご参照ください。

IRライブラリー：<https://www.jll.co.jp/investors/library.html>

【原則3-1】

() 自社のサステナビリティについての取組み

当社は、「最新最適な医療機器を通じて健康社会の実現に貢献する」ことを経営理念に掲げており、事業を通じて社会課題の解決に取り組んでおります。中長期にわたる持続的な成長を実現するためには、当社を取り巻く様々なステークホルダーからの期待・要請に応えることが不可欠であると考え、サステナビリティに関する取り組みを推進しております。当社ウェブサイトのサステナビリティにおいて方針や推進体制、取り組み内容等の開示を行っております。

サステナビリティ：<https://www.jll.co.jp/sustainability/>

() 人的資本や知的財産への投資等

当社は、人的資本を当社の経営の根幹をなすものと捉えており、マテリアリティとして「従業員が安心して働ける職場づくり」、「人材の育成と活躍機会の提供」を設定するとともに、人材に関する取り組みを、以下のウェブサイトにおいて開示しております。また、中期経営計画では、自社製品のさらなる拡充を重点課題としており、事業戦略に基づき知財力の強化を図るとともに、基幹システムの刷新を通じてDXの推進に取り組んでおります。

人材：https://www.jll.co.jp/sustainability/human_resources.html

製品および商品：<https://www.jll.co.jp/sustainability/product.html>

【補充原則4-1】

当社の取締役会は、法令及び取締役会規程において規定された重要な意思決定ならびに取締役の業務執行の監督を行い、その他の事項は経営陣に委任され、業務分掌規程及び職務権限規程の定めに基づき各取締役等が個別の業務執行に係る意思決定を行っております。

【原則4-9】

当社は、社外取締役の選任にあたって、株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準に加え、当社が定める以下の社外取締役の独立性判断基準に基づき、独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できることを確認し、独立社外取締役の選任について判断を行っております。

< 社外取締役の独立性判断基準 >

当社は次のいずれの項目にも該当しない社外取締役を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立社外取締役と判断します。

1. 現在及び過去10年間に於いて、当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)の業務執行取締役、執行役員その他の使用人等(以下「業務執行者」という。)であった者
2. 当社グループを主要な取引先とする者(直近事業年度において、当社グループとの取引額が、当該取引先の連結売上高の2%以上である者)またはその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先(直近事業年度において、当該取引先との取引額が、当社グループの連結売上高の2%以上である取引先)またはその業務執行者
4. 当社グループの主要な借入先(直近事業年度末において、当社グループの借入額が、当社グループにおける連結総資産の2%を超える借入先)またはその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(金銭その他の財産が、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円、法人等の場合は当該法人等の連結売上高の2%の額を超える場合)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人等である場合には、当該法人等に所属する者)
6. 当社の総議決権の10%以上を有する者または法人の業務執行者
7. 当社グループから取締役(常勤・非常勤を問わない)を受け入れている会社の業務執行者
8. 当社グループから直近事業年度において年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者または組織の業務執行者

9. 当社グループの会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する者

10. 最近1年間に於いて、2から9のいずれかに該当していた者

11. 1から9のいずれかに該当する者(重要な地位にある者(取締役(社外取締役を除く)、執行役員、執行役またはそれらに準じる権限を有する者)に限る)の近親者(配偶者または二親等内の親族)

【補充原則4-10】

当社の取締役会は、現在、社外取締役6名を含む取締役15名(監査等委員であるもの4名を含む。)で構成されております。

当社は、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役の指名・報酬等に関する手続きの客観性及び透明性を確保するため、独立性の高い本委員会において、取締役の選解任基準や報酬体系の審議、取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別報酬の決定等を行います。委員会の独立性をさらに高めることを目的として、2022年4月に独立社外取締役である委員を新たに1名選定し、現在は独立社外取締役3名を含む5名で構成されており、委員長は独立社外取締役が務めております。

【補充原則4-11】

当社の取締役会は、定款上の上限である取締役(監査等委員である取締役を除く。)15名、監査等委員である取締役5名の範囲内で、事業の内容・規模等を勘案し、実質的な議論及び迅速な意思決定が行える人数で構成いたします。また、その構成についてはジェンダー、年齢、国際性の面を含む多様性を確保いたします。構成員のうち社内取締役には各々が異なる業務分野における専門知識や経験を有する者を、社外取締役には経営者もしくは法務、会計、税務等の専門家としての知識や経験を有しており、独立した立場から取締役会の監督や助言、及び監査が行うことができる者を選任いたします。各取締役が有する主な知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスについては株主総会参考書類において開示しております。

第42回定時株主総会招集ご通知：https://www.jll.co.jp/pdf/meeting/42_convvene.pdf

【補充原則4-11】

当社は、社外取締役を選任する際は、当社取締役会への出席をはじめとし、当社の業務に十分な時間・労力を振り向けることが可能であるかを事前に確認しております。また、取締役の兼任状況は、事業報告及び有価証券報告書において毎年開示しております。

【補充原則4-11】

当社は、取締役会の実効性をさらに高めていくために、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示いたします。2022年3月期を対象とする評価については、全ての取締役及び監査役にアンケートを実施し、外部コンサルタントの意見を踏まえ、取締役会の実効性に関する分析及び評価を行いました。その結果、当社の取締役会は適切に運営され、実効性は確保されていることを確認いたしました。今後も、引き続き取締役会の実効性の向上に向けた取組みを進めてまいります。

【補充原則4-14】

当社は、取締役に求められる役割と責任を理解するために、就任時に社外の研修を受講するとともに、年に一度は、全ての取締役に対象とした研修を実施いたします。また、各取締役が研修を受講する場合は、その費用は会社が負担いたします。

【原則5-1】

当社は、以下の方針に基づき株主との建設的な対話を促進いたします。

() 経営企画部が窓口となり、主にIR担当役員が株主・投資家と面談を行います。なお、株主・投資家からIR担当役員以外との面談の要望があった場合は、可能な範囲において対応いたします。

() IR担当役員の指示のもと経営企画部が中心となり、総務部、財務経理部等の各部門と連携・情報共有を行います。

() 機関投資家向けに四半期及び通期決算後にカンファレンスコールまたはオンライン決算説明会を開催しております。また、当社のウェブサイトにおいて決算説明会の動画配信や質疑応答を含むトランスクリプト等の開示情報を充実させることで、会社に対する理解を深めて頂く活動を行います。

() 株主・投資家との対話を通じて得られた意見・懸念については、社長や取締役会に対して速やかに報告するとともに、内容に応じて、経営幹部が参加する会議体においても適宜報告いたします。

() インサイダー情報は、内部情報管理規程に基づき管理を行い、株主・投資家との対話において未公表の重要事実の伝達を行わないものとします。また、決算情報については、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エムティ商会株式会社	9,860,800	12.32
KS商事株式会社	8,609,100	10.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,527,200	10.66
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5,870,600	7.34
鈴木 啓介	2,560,016	3.20
THE BANK OF NEW YORK 133972	1,383,000	1.73
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	1,106,200	1.38
日本ライフライン従業員持株会	1,084,598	1.36
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	923,990	1.15
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	876,000	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

2022年3月末時点において、上記のほか、当社所有の自己株式5,391,241株があり、これには役員報酬BIP信託に残存する当社株式109,600株は含まれておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 プライム
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	6名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐々木 文裕	他の会社の出身者											
池井 良彰	他の会社の出身者											
内木 祐介	他の会社の出身者											
中村 勝彦	弁護士											
浅利 大造	税理士											
苅米 裕	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木 文裕			佐々木文裕氏は、株式会社ザイマックスの専務執行役員であり、当社は同社と取引関係がありますが、直近事業年度における取引金額が双方の連結売上高の2%未満であり、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に該当することから、同氏の独立性に影響をおよぼすおそれはないものと判断しております。	佐々木文裕氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督における客観性及び透明性の確保に資するものと考え、社外取締役に選任しております。 また、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に該当することから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
池井 良彰			池井良彰氏は、株式会社MAパートナーズの代表取締役であり、当社は同社と2017年3月期に取引関係がありましたが、取引金額が双方の連結売上高の2%未満であったこと及び既に1年以上が経過しており、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に該当することから、同氏の独立性に影響をおよぼすおそれはないものと判断しております。	池井良彰氏は、長年にわたりM&A業界に携わっており、また、企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督における客観性及び透明性の確保に資するものと考え、社外取締役に選任しております。 また、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に該当することから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
内木 祐介			内木祐介氏は、2020年6月までポストン・サイエンティフィック ジャパン株式会社の会長でありました。当社は同社と取引関係があり、双方における主要な取引先に該当しますが、同氏は退任後1年以上が経過しております。また、同氏は、2021年6月まで当社と業務委託契約を締結しておりましたが、年間の取引金額は1,000万円以下であります。以上により、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に該当することから、同氏の独立性に影響をおよぼすおそれはないものと判断しております。	内木祐介氏は、長年にわたり医療機器業界に携わっており、また、同業界において経営者を務めるなど、医療機器事業及び企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督における客観性及び透明性の確保に資するものと考え、社外取締役に選任しております。 また、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に該当することから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

中村 勝彦		中村勝彦氏は、TMI総合法律事務所のパートナー(弁護士)であり、当社は同事務所と顧問契約を締結しておりますが、年間の取引金額は同事務所の連結売上高の2%以下であり、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に該当することから、同氏の独立性に影響をおよぼすおそれはないものと判断しております。	中村勝彦氏は、弁護士としての専門知識や豊富な経験を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督における客観性及び透明性の確保に資するものと考え、社外取締役に選任しております。 また、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に該当することから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
浅利 大造			浅利大造氏は、税理士としての専門知識や豊富な経験を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督における客観性及び透明性の確保に資するものと考え、社外取締役に選任しております。 また、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に該当することから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
苅米 裕		苅米裕氏は、2021年6月まで当社と顧問契約を締結しておりましたが、年間の取引金額は1,000万円以下であり、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に該当することから、同氏の独立性に影響をおよぼすおそれはないものと判断しております。	苅米裕氏は、税理士としての専門知識とともに、国税審判官等の豊富な経験を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督における客観性及び透明性の確保に資するものと考え、社外取締役に選任しております。 また、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に該当することから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

本報告書の 内部統制システム等に関する事項 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況の内部統制システム構築に関する基本方針の記載において、6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項に基づき、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いております。また、7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項において、使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項を定めております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、会計監査人から法定監査の監査報告を受けるほか、適宜情報交換を行うことで両者はそれぞれの監査における実効性を高めるとともに、必要に応じ、両者が連携して実査を行っております。

また、監査等委員は、内部監査部門である監査室がチェックを行った重要な文書に関する報告や内部監査において疑義を抱いた事項につき随時報告を受けております。さらに、監査室の監査計画につき事前に協議を行うとともに、必要に応じ、両者が連携して実査を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

下記、2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)に記載のとおりであります。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 6名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。社外取締役の選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準に加え、当社が定める社外取締役の独立性判断基準に基づき、独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できることを前提に判断しております。監査等委員でない社外取締役におきましては、企業経営における幅広い見識や豊富な経験を有する人材を選任することにより、当社の意思決定及び業務執行の監督における客観性及び透明性を確保することができるものと考え選任しております。監査等委員である社外取締役におきましては、弁護士や税理士としての各専門領域における幅広い見識や豊富な経験を基に監査を実行することにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図ることができるものと考え選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

下記、【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容に記載のとおりであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

取締役及び監査役の報酬等につきましては、当該事項を記載した有価証券報告書を当社のウェブサイトに掲載することで開示しております。なお、2022年3月期の取締役及び監査役の報酬等は以下のとおりです。

・取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)
413百万円(固定報酬: 381百万円 業績連動賞与: 14百万円 株式報酬: 16百万円)
対象となる役員の数: 9名

・取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)
10百万円(固定報酬: 10百万円)
対象となる役員の数: 1名

・監査役(社外監査役を除く)
3百万円(固定報酬: 3百万円)
対象となる役員の数: 1名

・社外役員
44百万円(固定報酬: 44百万円)
対象となる役員の数: 6名

(注)

1. 当社は、2021年6月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 業績連動賞与につきましては、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
3. 業績連動型株式報酬(役員報酬BIP信託)として、当事業年度において付与されたまたは付与が見込まれたポイント数に基づき、株式報酬引当金繰入額16百万円を計上しております。
4. 上記報酬等の総額のほか、2017年6月28日開催の第37回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して2百万円支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額2百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の指名及び評価や報酬決定プロセスにおける客観性及び透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきましては、指名・報酬諮問委員会において審議の上、同委員会からの答申内容を踏まえて取締役会において決定いたします。

役員報酬に関する基本方針

当社は、当社の持続的な成長及び企業価値の向上を図るうえで、役員報酬制度が適切に機能するよう、以下の基本方針を定めております。

- (A) 業績目標を達成するための適切な動機付けとなること
- (B) 優秀な人材の確保につながる競争力ある報酬水準であること
- (C) 中長期的な企業価値向上につながるものであること
- (D) 報酬の決定プロセスは客観性及び透明性の高いものであること

報酬構成及び報酬額の決定方法

当社の役員報酬は、固定報酬、短期業績に連動する金銭報酬としての業績連動賞与及び中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとしての業績連動型株式報酬(役員報酬BIP信託)により構成されております。

(A) 固定報酬

月額固定の金銭報酬として月例で支給いたします。取締役(監査等委員であるものを除く。)の固定報酬は役位、職責及び業績への貢献度等を踏まえるとともに、外部のデータベースサービスにおける報酬水準をベンチマークとし、取締役会からの委任を受けた指名・報酬諮問委員会が、総合的に勘案し決定しております。なお、監査等委員である取締役につきましては、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(B) 業績連動賞与

各事業年度の期首に開示する一会計年度の連結業績予想の連結売上高及び連結営業利益(連結業績予想の100%業績達成時の役員賞与控除後)の達成度合いに応じて算定した額を金銭報酬として事業年度終了後、3か月以内に年1回支給しております。なお、業績指標としては、当社業績を評価するための明確な指標であることから、連結売上高及び連結営業利益を組み合わせ採用しております。なお、代表取締役社長 鈴木啓介氏、社外取締役及び監査等委員である取締役は支給の対象外としております。

(C) 業績連動型株式報酬(役員報酬BIP信託)

業績の目標達成度及び役位に応じて、取締役退任時に、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役に交付及び給付いたします。本制度においては、各事業年度の期首に開示する一会計年度の連結業績予想の連結売上高及び連結営業利益を業績目標とし、達成度に応じて交付及び給付する株式数及び金銭が増減する業績連動の仕組みを採用しております。また、業績指標としては、当社業績を評価するための明確な指標であることから、連結売上高及び連結営業利益を組み合わせ採用しております。なお、代表取締役社長 鈴木啓介氏、社外取締役及び監査等委員である取締役は本制度の対象外としております。

取締役の種類別の報酬割合の決定に関する方針

報酬総額に占める業績連動報酬の割合は、対象取締役の平均として、標準的な業績達成度の場合に、概ね固定報酬8に対し、業績連動報酬2としております。また、報酬に占める非金銭報酬の割合は、対象取締役の平均として、金銭報酬9に対し、非金銭報酬1としております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)に対しましては、経営企画部がサポートを行っており、適宜必要となる情報伝達を行っております。また、監査等委員である社外取締役に対しましては、監査を行う上で必要となる情報や社内の重要な情報等が、適宜、常勤監査等委員を通じて伝達されております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
増本 武司	名誉会長	経験・知見に基づく助言を求めるものであり、経営への関与はありません。	非常勤・報酬無し	2017/06/28	2023/06/30

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【取締役会】

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨、定款に定めております。現在は、取締役(監査等委員であるものを除く。)11名、監査等委員である取締役4名で構成されております。取締役のうち6名が社外取締役であり、全員が独立役員として選任されております。取締役会は、毎月1回の定時取締役会及び必要のある都度臨時取締役会を開催し、経営に関する重要な事項を決定するとともに取締役の業務執行を監督いたします。また、独立社外取締役は、相互に連携を図りながら客観的な立場から取締役会に対し監督や助言を実施いたします。

【監査等委員会】

当社の監査等委員会は、独立社外取締役3名を含む4名(うち1名は常勤監査等委員)で構成されております。毎月1回の定時監査等委員会及び必要のある都度臨時監査等委員会を開催いたします。社外取締役3名につきましては、企業経営者としての経験はないものの、弁護士または税理士として、それぞれの専門的視点から当社の監査及び監督を実施いたします。また、監査室の使用人1名が監査等委員会の職務を補助する使用人を兼務しております。

【指名・報酬諮問委員会】

当社は、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役の指名・報酬等に関する手続きの客観性及び透明性を確保するため、独立性の高い本委員会において、取締役の選解任基準や報酬体系の審議、取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別報酬の決定等を行います。委員会は、独立社外取締役3名を含む5名で構成されており、委員長は独立社外取締役が務めております。

委員長 社外取締役(独立) 佐々木 文裕
委員 社外取締役(独立) 池井 良彰
委員 社外取締役(独立) 浅利 大造
委員 代表取締役社長 鈴木 啓介
委員 代表取締役副社長 鈴木 厚宏

【監査室】

当社は、内部監査部門として、社長直轄の組織として6名より構成される監査室を設置し、法令、定款及び社内規程等の遵守状況のモニタリングを行っております。また、監査室と監査等委員会は、相互の連携を図ることで、より効果的かつ効率的な監査が実施できるように努めております。

【コンプライアンス委員会】

当社は、コンプライアンス上の諸問題に関する責任者として、取締役会がチーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)を任命しております。CCOの諮問機関として、CCOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置しており、役付取締役4名及び監査室長を常任の委員とし、案件に応じて常任の委員以外の者を招集し、コンプライアンス上の問題を的確に把握、管理し対処するため、四半期毎の定期及び必要に応じて臨時で委員会を開催しております。CCOは、取締役会においてコンプライアンスに関する報告を四半期毎の定期及び必要に応じて臨時で行っております。なお、本委員会については2022年7月1日以降の体制を記載しております。

委員長(CCO) 常務取締役 山田 健二
委員 代表取締役社長 鈴木 啓介
委員 代表取締役副社長 鈴木 厚宏
委員 常務取締役 野上 和彦

上記以外に監査室長が委員として選任されております。
また、監査等委員である取締役がオブザーバーとして委員会に出席しております。

【リスクマネジメント委員会】

当社は、リスク管理の責任者として、取締役会がチーフ・リスクマネジメント・オフィサー(CRO)を任命しております。CROを委員長とするリスクマネジメント委員会は、CROが指名する委員により構成され、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有を図るため、定期的に委員会を開催しております。また、CROが必要と認めた時は、取締役会において委員会の報告を行っております。
なお、本委員会については2022年7月1日以降の体制を記載しております。

委員長(CRO) 取締役 干場由美子

上記以外に部門責任者等5名が委員として選任されております。

【サステナビリティ委員会】

当社は、サステナビリティに関する会社全体の活動の取りまとめ及び推進のため、サステナビリティ委員会を設置しております。サステナビリティ委員会は取締役社長を委員長とし、業務執行取締役により構成され、原則として四半期ごとに委員会を開催し、サステナビリティに関する個別の課題への取り組みを推進する分科会の活動について指揮・調整・進捗状況の確認を行っております。また、委員長が必要と認めた時は、取締役会において委員会の報告を行っております。

委員長 代表取締役社長 鈴木 啓介
委員 代表取締役副社長 鈴木 厚宏
委員 常務取締役 山田 健二
委員 常務取締役 野上 和彦
委員 取締役 高宮 徹
委員 取締役 出井 正
委員 取締役 干場 由美子
委員 取締役 村瀬 達也

【情報セキュリティ委員会】

当社は、情報セキュリティ管理を維持する責任者として、取締役会がチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー(CISO)を任命しております。CISOを委員長とする情報セキュリティ委員会は、取締役2名のほか各部門の情報セキュリティ責任者で構成され、定期的に委員会を開催しております。情報セキュリティインシデントが発生した場合の対策の策定・実施を行う社内CSIRT(Computer Security Incident Response Team)及び外部の専門組織であるSOC(Security Operation Center)と連携を図りながら、全社的な情報セキュリティ管理を行っております。

委員長(CISO) 取締役 干場 由美子

委員 常務取締役 山田 健二

上記以外に各部門の情報セキュリティ責任者9名が委員として選任されております。

【新規開発委員会】

当社は、新製品の開発及び新商品の導入等につき審議する新規開発委員会を設置しております。新規開発委員会は取締役社長を委員長とし、取締役7名のほか委員長が指名する委員により構成され、原則として毎月1回委員会を開催し、案件の実現性、収益性及び将来性等について総合的に評価し、新規案件の実行の可否を審議いたします。また進行中の案件につき、定期的にモニタリングを実施し、その継続及び中止等について審議しております。

委員長 代表取締役社長 鈴木 啓介
委員 代表取締役副社長 鈴木 厚宏
委員 常務取締役 山田 健二
委員 常務取締役 野上 和彦
委員 取締役 高宮 徹
委員 取締役 出井 正
委員 取締役 村瀬 達也

上記以外に部門責任者6名が委員として選任されております。

【投融資委員会】

当社は、取引先等に対する投融資案件につき、妥当性及びリスク等を総合的に評価するため、投融資委員会を設置しております。投融資委員会は取締役社長を委員長とし、独立社外取締役1名を含む取締役6名により構成され、審議対象となる投融資案件が発生する都度開催し、案件の必要性、妥当性及びリスク等を総合的に評価し、投融資の実行の可否を審議いたします。また取締役会の承認を経て実施された投融資案件につき、定期的にモニタリングを実施し、投融資の評価及び継続等について審議しております。

委員長 代表取締役社長 鈴木 啓介
委員 代表取締役副社長 鈴木 厚宏
委員 常務取締役 山田 健二
委員 常務取締役 野上 和彦
委員 取締役 高宮 徹
委員 社外取締役(独立) 池井 良彰

監査等委員である取締役がオブザーバーとして委員会に出席しております。

【監査等委員による監査の状況】

当社は、2021年6月25日開催の第41回定時株主総会決議により監査等委員会設置会社に移行いたしました。当社事業に精通した常勤監査等委員である取締役1名及び、当社からの独立性が高い監査等委員である社外取締役3名で構成されており、実効性のある監査を行うことができる体制をとっております。

各監査等委員は取締役会や必要に応じ重要な会議へ出席するほか、監査等委員会は社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査

等委員会による監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見交換し、意思疎通を密に図っております。
なお、監査等委員会は内部監査部門である監査室から随時報告を受けます。また、監査室の監査計画について事前に協議を行うとともに、必要に応じ、両者が連携して実査を行います。
当事業年度において、当社は監査役会を3回、監査等委員会を12回開催しており、監査役及び監査等委員である取締役全員が全ての監査役会及び監査等委員会に出席しております。
監査役会及び監査等委員会における主な検討事項は、監査の方針及び監査計画の策定、会計監査人の監査報酬の妥当性、会計監査人の評価・選定の方法、内部統制システム運用状況の確認等であります。
また、常勤の監査役及び監査等委員である取締役の活動は、重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、監査室との意見交換による内部監査状況の把握、営業所及び工場への往査、実地棚卸への立会等であります。

【内部監査の状況】

当社における内部監査は、社長直轄の組織であり6名で構成される監査室が実施しており、他の業務執行から独立した立場から、内部監査規程に基づき、当社及び子会社における法令等の遵守状況、業務活動における効率性、内部統制の整備・運用状況等の監査を定期的に行い、社長に報告しております。

また、内部監査結果及び是正状況については、監査等委員会に報告し、意見交換を行うほか、取締役会へ報告を行います。

【会計監査の状況】

2022年3月期の会計監査人による監査の状況につきましては以下のとおりです。

監査法人の名称
EY新日本有限責任監査法人

継続監査期間1996年以降

業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野元 寿文
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 葛西 信彦

監査業務に係る補助者の構成公認会計士 19名
その他の会計従事者 17名

監査報酬の内容
監査証明業務に基づく報酬 44百万円
非監査業務に基づく報酬 なし
(注)当連結会計年度における上記報酬の額に、追加報酬の額が1百万円含まれております。

【監査等委員の機能強化に向けた取り組み】

本報告書の 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況【監査等委員会】に記載のとおりです。

【責任限定契約の内容の概要】

当社と各社外取締役とは、会社法第427条第1項の定めに基づき、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、業務執行に対する監査及び監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図り、経営の透明性及び客観性を高めることを目的として2021年6月25日開催の第41回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。
当社の取締役会におきましては、社外取締役を6名(うち監査等委員であるものは3名)選任することで、客観的かつ多角的な視点から取締役会に対する提言や助言を得ることにより、業務執行に対する監督が適切に行われる体制をとっております。
また、監査等委員である社外取締役が各専門領域における幅広い見識や豊富な経験を基に、当社事業に精通した常勤監査等委員である取締役とともに業務執行の状況を把握し、また内部監査部門とも連携することにより、取締役会の監査及び監督の実効性を確保しております。
さらに、取締役会の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に関する審議を行うことにより、指名・報酬に関する手続きの透明性及び客観性を高め、経営の監督を適切に行えるよう体制を整えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2022年6月開催の定時株主総会の招集通知につきましては、法定期日前(6月10日)に発送いたしました。また、発送に先立ち当社ウェブサイトに掲載(6月7日)しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2022年6月開催の定時株主総会は、引き続き第一集中日を避けた日程(6月28日)にて開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文(全文)を、東京証券取引所及び当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRの基本方針として、情報開示の基本方針、情報開示の方法、将来の見通し及び沈黙期間について定め、当社ウェブサイトに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期及び通期決算後にカンファレンスコールまたは決算説明会を開催しております。決算説明会には社長、副社長及び担当役員が出席し、決算内容、次期見通し及び今後の事業方針等について説明しております。参加者は毎回30名程度であります。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期説明会を開催していませんが、四半期及び通期決算後のカンファレンスコールまたは決算説明会について質疑応答を含む内容を英文のトランスクリプトとして開示しております。また、四半期決算及び通期決算後に個別ミーティングを行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	投資家情報のページにIRライブラリーを設け資料を掲載するほか、適時開示資料やニュースリリースを掲載しております。 IRライブラリー : https://www.jll.co.jp/investors/library.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門: 経営企画部 IR担当役員: 常務取締役管理本部長 山田 健二	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社における規範となっている倫理綱領に加え、2007年1月にアクション・ポリシーを制定し、その中で、法令等遵守、情報管理、社内環境、個人の行動及び社会への責任についてその指針を示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、様々なステークホルダーからの期待や要請に応えるため、サステナビリティの取り組みを強化しております。当社ではサステナビリティ委員会を中心に活動を推進しており、当社としてのマテリアリティ(重要課題)を特定し、中長期目標を定めて課題解決に取り組んでおります。当社の具体的な取り組みについては、当社ウェブサイトをご覧ください。 サステナビリティ : https://www.jll.co.jp/sustainability/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に関する基本方針を定め当社ウェブサイトに掲載しております。 IRの基本方針 : https://www.jll.co.jp/investors/policy.html

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの構築は、冒頭に述べましたコーポレート・ガバナンスに関する当社の考えを、業務執行レベルにおいて実践することを担保するために必要不可欠であり、また、構築されたシステムが機能することで初めて当社の経営理念に沿った経営が実現するものであります。よって、内部統制システムは、それを構築するのみならず、適切に運用されているかどうかをチェックしていくことがより重要であると考えております。なお、2006年5月22日の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を定め、2011年4月28日、2015年5月20日、2019年5月24日及び2021年6月25日に一部改定を行いました。当社ではこの基本方針に基づいて内部統制システムの整備及び運用を行っております。

< 内部統制システム構築の基本方針 >

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は倫理綱領、行動方針(アクション・ポリシー)及びコンプライアンス・ガイドラインを規範とし、法令、社会倫理及び定款その他の社内規程を遵守して行動する。
- (2) 社内のコンプライアンス体制整備は、コンプライアンス推進規程に基づき、チーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス委員会を中心に取り組む。
- (3) 全ての取締役及び使用人に対して、コンプライアンスに関するハンドブックを配布するとともに研修を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図る。
- (4) コンプライアンス上の諸問題を報告、通報及び相談が気軽にできる窓口として外部機関にヘルプラインを設置する。
- (5) 反社会的勢力に対しては、コンプライアンス・ガイドライン及び反社会的勢力排除に関する規程に基づき一切の関係を遮断するとともに、万一、反社会的勢力との関係が懸念される場合は、速やかに担当部門に報告し、警察等の外部機関と連携をとりながら毅然とした態度で対応する。
- (6) 監査室は内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況につき監査する。
- (7) 取締役会の諮問機関として、委員の半数以上が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に関する評価や決定プロセスにおける客観性及び透明性を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会及び取締役会等の重要な会議の議事録、取締役が決裁者となる稟議書及び申請書、その他取締役の職務執行に係る重要な文書(電磁的記録を含む)は、文書管理規程に従い保存及び管理する。
- (2) 取締役は上記文書を常時閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程に基づき、チーフ・リスクマネジメント・オフィサー及びリスクマネジメント委員会を中心に全社的なリスク管理体制の構築を図る。
- (2) 重大なリスクが発現し、全社的対応を要する場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失を最小限にとどめる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう業務分掌規程及び職務権限規程を定める。
- (2) 取締役会において年間予算を策定するとともに、取締役会において各担当取締役よりその進捗状況につき報告を行い、課題につき検討し必要対策を講じる。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (ア) 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役等の職務執行に係る事項の報告及び決算報告や議事録等の資料の提出を受ける。
 - (イ) 当社は、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)または使用人に子会社の取締役または監査役を兼務させ、当該取締役等から適宜当該子会社の職務執行状況について報告を受ける。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) 当社は、リスク管理規程に基づき、チーフ・リスクマネジメント・オフィサー及びリスクマネジメント委員会を中心に、子会社のリスク管理体制の構築を図る。
 - (イ) 子会社において重大なリスクが発現した場合は、子会社の社長を中心として迅速な対応を行い、また、必要に応じて当社も支援を行うことにより損失を最小限にとどめる。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア) 当社は、関係会社管理規程に基づき主管部門が経営管理を行うとともに、子会社の業務分掌規程及び職務権限規程を定める等、業務が適正に遂行されるための体制整備の支援を行う。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 当社は、関係会社管理規程に基づき子会社におけるコンプライアンス体制が整備されるよう、必要な助言、指導及び援助を行う。
 - (イ) 監査室は、内部監査規程に基づき、子会社における法令、定款及び社内規程の遵守状況につき監査する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会と協議のうえ、適任と認められる人員を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会から監査業務の補助を命じられた使用人は、当該業務に関して、取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮命令を受けない。
- (2) 監査等委員会から監査業務の補助を命じられた使用人の人事に係る事項については、事前に監査等委員会と協議を行う。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会から監査業務の補助を命じられた使用人は、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を遂行する。
- (2) 取締役(監査等委員であるものを除く。)は、監査等委員会から監査業務の補助を命じられた使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努める。

9. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は監査等委員会に対し、以下の事項につき的確かつ迅速な報告を行う。

- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ・法令または定款に違反する行為及びそのおそれのある行為
- ・会社法及び金融商品取引法に基づく内部統制の整備及び運用状況
- ・監査室が実施した内部監査の結果
- ・その他監査等委員会から報告を求めた事項

- (2) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会から報告を求められた場合は、速やかに当該事項を報告する。

10. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役、監査等委員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還等を請求した場合は、当該費用等が監査等委員の職務

の執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかにこれに応じる。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、必要に応じて社内の会議に参加することができる。
- (2) 監査等委員会は、社長と定期的な意見交換会を開催する。
- (3) 監査室は、監査計画の策定にあたり、事前に監査等委員会と協議を行う。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制整備及び運用状況の評価は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づいて行うものとし、主管部門を定め、当該部門が中心となり取り組む。
- (2) 内部統制の体制もしくは運用に不備が発見された場合は、経営者及び取締役会に報告を行うとともに速やかに不備の是正を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との一切の関係を遮断することを、アクション・ポリシー及びコンプライアンス・ガイドラインにおいて明確にするとともに、これらを基に反社会的勢力排除に関する規程及びマニュアルを定め、具体的な取り組みを行っております。

また、アクション・ポリシー等につきましては、一冊のハンドブックにまとめてイントラネット上に掲示するほか、研修の実施等により周知徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【情報開示の方針】

当社は、株主・投資家の皆様に適時・正確かつ公平な情報を提供するため、金融商品取引法、取引所が定める適時開示に関する規則及び社内規程(内部情報管理規程)に従い、重要な情報を迅速に開示してまいります。

【情報開示の体制】

(1) 発生事実

当社にとって重要な事実が発生した場合には、当該事実の所管部門長より情報開示担当役員に速やかに報告が行われます。報告を受け情報開示担当役員は、社長及び関連部門の担当役員と開示の要否につき検討を行い、開示が必要となる場合は迅速に開示しております。

(2) 決定事実

重要な決定については取締役会に付議され、決定されます。決定された事実については、社長、関連部門の担当役員及び情報開示担当役員により開示の要否につき検討を行い、開示が必要となる場合は迅速に開示しております。

(3) 決算情報

決算に関する情報については、財務経理部において決算財務数値を作成し、会計監査人の監査を受けた後取締役会に付議し、その承認後迅速に開示しております。

(4) その他

(1)～(3)以外の会社情報についても、情報開示担当役員を中心に検討を行い、株主・投資家の皆様の投資判断に影響を及ぼす可能性があると判断した場合は迅速に開示しております。

